

# 第 288 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 288 回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成 25 年 10 月 16 日（水）17:28～19:32

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 進路相談等部外委託（防衛省）
- イオン照射研究施設等利用管理支援業務（日本原子力研究開発機構）
- 電子加速器コバルト照射施設の運転保守業務（日本原子力研究開発機構）

2. その他

<出席者>

（委 員）

尾花主査、川澤専門委員、生島専門委員

（防衛省）

人事教育局 人材育成課 援護企画室 土工部員、航空自衛隊 航空中央業務隊 会計科 東本係長、航空幕僚監部 人事教育部 援護業務課 益田係長、

（日本原子力研究開発機構）

契約部 味岡参事、高崎量子応用研究所 管理部 経理課 須藤課長代理、放射線高度利用施設部 業務課 牛島課長代理、利用計画課 瀧澤課長代理、照射施設管理課 上松課長代理

（事務局）

後藤参事官、金子参事官

○尾花主査 ただいまから、「第 288 回入札監理小委員会」を開催します。

本日は、防衛省の「進路相談等部外委託」の実施要項（案）、日本原子力研究開発機構の「イオン照射研究施設等利用管理支援業務」及び「電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務」の実施要項（案）について審議いたします。

最初に、防衛省人事教育局人材育成課援護企画室土工部員より、「進路相談等部外委託」の実施要項（案）の内容について、御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は 15 分程度でお願いいたします。

○土工部員 防衛省の土工でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、早速ではございますが、進路相談等部外委託につきまして、こちらの実施要項に沿って説明いたします。

まず目次がありまして、次に「趣旨」ですけれども、趣旨については飛ばします。

「2 委託事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき委託事業の質に関する事項」でございます。（1）就職援護施策の概要ということで、自衛隊は部隊の精強性を維持する必要があるため、50 歳代半ば（若年定年制自衛官）及び 20 歳代（大半の任期制自衛官）で退職することとなっており、退職後の生活基盤の確保などのため再就職が必要であります。

これらの自衛官に対して再就職の援護を行うことは、雇用主たる国（防衛省）の責務でありまして、また、自衛官の将来の不安を解消し、在職中に安んじて職務に精励できるようにするとともに、その士気を高め、優秀な人材を確保するためにも極めて重要であることから、人事施策上の重要事項の一つとして位置づけており、再就職に有効な職業訓練や求人開拓などの就職援護施策を行っております。

（2）としまして、進路相談等部外委託事業の概要ですけれども、こちらは、昨今の複雑かつ低迷している雇用環境のもと、退職する自衛官の再就職に際して、再就職への不安の解消や意識づけ、民間企業の仕事のやり方や内容、給与等雇用環境、さらに将来設計について、自衛官個々のニーズに沿ったきめ細かいカウンセリングが重要であるとの認識のもと、平成 8 年から就職援護施策の一環として開始した事業であります。現在、23 の駐屯地・基地に人員を配置して実施しております。

隊員の進路指導は、本来、部隊長等の責任において実施すべきものであります。隊員のニーズの多様化により、部隊長等や援護担当者が隊員の退職後の生活設計を踏まえた上できめ細かなカウンセリングを実施するには限度があること。また、部内の上司等に相談すること自体をためらう隊員も多いことから、自衛官の人事諸施策と一般社会の雇用環境等に精通した部外の専門家による、きめ細かく専門的なカウンセリングを実施するため、かかる業務を部外委託しているところでございます。

次に、（3）用語の定義等といたしまして、ア、相談員。キャリアカウンセラー資格を保持し、退職予定隊員の進路相談等の他、就職援護に関する教育及び面接指導等を実施する部外の専門家を言います。

イ、相談員管理者は、現地監督官等と速やかに連絡調整できる状態にある者を言います。こちらに関しては、役務の履行場所に常駐する必要はございません。

ウ、現地監督官としまして、配置駐屯地等の援護室等で指名された者を言います。

(4) 本業務の内容ですけれども、本業務の内容は次のとおりとし、その詳細な内容は「仕様書」によるものとします。

ア、進路相談等業務ということで、進路相談、生活設計相談、就職相談。

イ、雇用・労働に関する情報の収集・分析、整理及び提供。

ウ、その他の就職援護業務支援ということで、(ア) 就職援護教育、企業見学会、企業面接指導、ビジネスマナー教育、合同企業説明会における企業研修、法律等に関する相談、適性検査対策を実施します。

エ、本業務に関する記録の整備・報告ですけれども、業務記録の整備と書類の提出を実施してもらいます。

オ、配置駐屯地等へ相談員を配置しまして相談窓口を開設してもらいます。出張相談も実施してもらいます。こちらは別紙1のとおりとなっております。

ク、電話相談の実施ということで、こちらはメールでの相談も含んでおります。

(5) 確保される業務の質でございますが、本業務の実施に当たりまして、サービスの質を確保すべき事項及び最低限満たすべき水準としましては、次のとおりということで、3ページに5つの事項を決めております。

「相談員を利用して、役に立ったと思いますか」ということで、こちらは相談員を利用した対象者に対してアンケート調査を実施しまして、水準としましては、「かなり役に立った」または「役に立った」等の肯定的回答が80%以上。こちらは年度ごとになっております。

「進路相談等業務が適切に実施されていたか」「対象者に対し、雇用・労働に関する情報が提供されていたか」「その他の就職援護業務支援が適切に実施されていたか」「本業務に関する記録が整備・報告されていたか」の4つに対しましては、現地監督官に対して四半期終了時にアンケート調査を実施し、こちらは、「適切である」または「概ね適切である」の肯定的回答の80%以上を水準としております。

(6) 創意工夫の発揮です。本業務の実施期間中にあつては、受託事業者は、上記(5)の質を確保することを前提として、当該業務を実施するに当たって創意工夫を行い、当該業務のさらなる効率化、経費の削減等に努めていただきます。

(7) 業務の引き継ぎ、こちらに関しましては、防衛省は必要な措置を講じますので、本業務実施に当たっては、次期受託事業者はその引き継ぎを受けなければいけません。

(8) 委託費の支払方法ということで、航空自衛隊は、本業務について検査・監督を行い、委託費を支払います。委託費の支払いに当たっては、受託事業者は当該月分の業務完了後、航空自衛隊との間であらかじめ定める書面により、当該月分の支払い請求を行い、航空自衛隊はこれを受領した日から30日以内に受託事業者を支払うものとします。

(9) 委託費の支払留保ですけれども、報告及び検査の結果、航空自衛隊が質が確保されていないと判断した場合には、適切に業務を行うよう改善指示を行うこととして、受託事業者は要因分析を行い、業務改善計画を提出しなければなりません。

イ、業務改善計画について航空自衛隊の承諾を得ない限り、委託費は請求できないものとしてします。

(10) 費用負担等に関するその他の留意事項については、記載してあるとおりです。

3、実施期間に関する事項」ですけれども、実施期間としましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間とします。

4、入札参加資格に関する事項」ですけれども、特に求めるところとしまして、(1) キャリアカウンセラーの資格を有する者を配置駐屯地等に固定配置できること、(2) 職業相談業務等の実績を有することを求めています。その他、以下につきましては、ほかの事業と同等となっております。

5、入札に参加する者の募集に関する事項ですけれども、入札に係るスケジュールといたしましては、公告が平成25年12月上旬頃、入札説明会が平成26年1月中旬頃、質問受付期限が平成26年1月下旬まで、入札関係書類の提出期限が平成26年2月中旬まで、開札及び落札予定者の決定が平成26年2月下旬頃と予定しております。その後、警察庁による暴力団排除条項該当性有無の確認ということで、平成26年2月下旬頃から平成26年3月中旬頃を予定しております。その後、落札者の決定を平成26年3月中旬頃に実施しまして、契約の締結ということで平成26年4月1日を予定しております。

入札の実施手続ということで、提出書類の入札書に当たりましては、108分の100に相当する金額ということで提出していただきます。

6 ページに入りまして、(ウ) の提案書ですけれども、本実施要項第4項(10) に示す入札参加資格の有無を審査するため、次に掲げる事項を具体的に記載していただきます。

a、実施体制としまして、(a) 管理体制及び連絡体制、(b) 業務従事者の配置、(c) 教育研修体制、(d) 実施要項。

b、業務実績。こちらは、職業相談業務等の実績を本入札の公告日以前過去3か年分出示していただきます。

c、秘密等保持ということで、秘密等保持に係る教育について記載していただきます。

6、入札参加者及び落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定に関する事項ですけれども、(1) の評価方法としまして、入札参加資格の確認ということで、本実施要項第4項に規定する入札参加資格を確認いたします。

イ、提案書の評価ということで、別紙第3に定める提案書評価基準に基づいて提案書の評価を行い、1項目でも要件を満たしていない場合は不合格といたします。

(2) 落札者の決定ということで、ここに記載してあるとおりの要項で落札者を決定いたします。7 ページ目は以下同じです。

7、委託事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項ということで、

こちらは別紙第4のとおり記載しております。

8、受託事業者に使用させることができる国有財産に関する事項ということで、(1) 本業務を実施するために必要な庁舎内の開設場所、備品は無償で使用することができます。

(2)、上記(1)の使用に際し、発生する光熱費等については無償といたします。

(3)は記載のとおりです。

9、受託事業者が防衛省・自衛隊に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他業務の適正かつ確実な実施のために受託事業者が講ずべき事項としまして、

(1) 受託事業者が報告すべき事項及び指示により講ずべき措置としまして、報告を、仕様書に定める提出書類等により、適宜防衛省・自衛隊に報告をしていただきます。

イ、調査としましては記載のとおりです。

ウ、指示としまして、防衛省・自衛隊は、本業務を適正かつ的確に実施を確保するために必要があると認めるときは、法第27条第1項の規定に基づき、受託事業者に対し必要な措置を取るべきことを指示することができます。

(2) 秘密等を適正に取り扱うために必要な措置ということで、こちらも記載のとおりとなっております。

(3) 契約に基づき受託事業者が講ずべき措置ということで、ア、本業務の開始及び中止。(ア) 受託事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に確実に本業務を開始しなければなりません。(イ)は記載のとおり。イ～オにつきましても記載のとおりです。

カ、再委託ということで、(ア) 受託事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならないということで、以下、再委託についての事項を書いております。

キ、契約内容の変更ということで、こちらも記載のとおりとなります。

ク、契約の解除ということで、記載のとおりとしますが、(エ) 受託事業者が、上記(1)ウに規定する改善指示または改善計画書に従い本業務を実施しない場合は、契約解除することができるとしております。

ケ、損害賠償、コ、不可抗力免責及び危険負担については、記載のとおりです。

サ、契約の解釈ということで、契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受託事業者と航空自衛隊が協議するものとします。

10、本業務を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して受託事業者が負うべき責任ということで、こちらは(1)と(2)と、記載のとおりとなっております。

11、本業務の評価に関する事項ですけれども、(1)の調査の方法ということで、実施状況の調査を行いまして、(2)の調査の時期は、平成26年4月から平成28年3月までの状況を調査いたします。

(3) 調査項目ですけれども、本実施要項第2項(5)に規定する事項ということで、確保されるべき業務の質と、本実施要項第9項(1)に規定する事項ということで、受託事業者が報告すべき事項等をもとに調査いたします。実施状況の結果を、平成28年3月を

目途に内閣総理大臣及び監理委員会へ提出いたします。

12、その他業務の実施に際し必要な事項ですけれども、(1)が記載のとおり。

(2)従事者の監督体制ですが、本業務に係る従事者の監督は、契約担当官等が自らまたは補助者に命じて、立ち会い、指示その他適切な方法によって行うものとします。本業務の監督は本実施要項第9項により行います。

(3)は記載のとおり。

以下、12ページへ入りまして、こちらに記載のとおりということで、以上のほか、国の契約を適正に実施する上で必要な事項は、分任支出負担行為担当官等の定めるところによるといたします。

13ページをめくっていただきますと、先ほど言いました、配置される駐屯地等と出張する駐屯地等を15ページまで載せております。16ページに別紙第2-1ということで、利用者のアンケート。17ページに別紙第2-2ということで、現地監督官へのアンケート。別紙第3ということで、18ページに提案書評価基準。別紙第4、19ページに、従来の実施状況の情報。付紙第1ということで、相談等の件数の実績を過去3か年分載せておりまして、22ページ目から最後のページまでは仕様書を付けております。

以上、説明を終了させていただきます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項(案)について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いします。

○川澤専門委員 何点か質問させていただきたいのですけれども、まず3ページのところで、確保されるべき業務の質で5つ設定されていらっしゃるかと思います。今回、「相談員を利用して役に立ったと思いますか」というのを対象者の方に何う形になっていまして、業務の内容を拝見しますと、初め、就職率のようなものを設定してはいかがかというふうに思ったのですが、それよりも、ライフプランニングというか、生活全般についての相談といいますか、就職相談というよりも、今後どういうふうに人生を送りますかという人生相談、そのような要素がこの業務の中で強いということでしょうか。まず一点、そちらについて伺いたいのですが。

○土工部員 就職援護ということで再就職に関しての相談ではありますけれども、主に再就職に当たっての不安を取り除くといったところが大きいと承知しております。

○川澤専門委員 就職相談であれば、就職のあっせんを実施されている事業者の方がいらっしゃるかと思いますけれども、実際どのような会社が受託することをイメージされているのかというのがわからなかったものですから、そのあたりはいかがでしょうか。例えば就職相談に特化しているのか、もう少しカウンセリング的な会社を想定されているのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○土工部員 再就職に関しましては、防衛省の援護組織ということで、一般財団法人の自衛隊援護協会というところが就職あっせんをしているところです。それはそれとしてある

のですけれども、その全般を相談員に対して相談してもらおう。また相談員も、退職予定者の自衛官に対して、一般的なビジネスマナーであったり、企業等の動向であったりを講話、教育したりといったところも含まれているところです。

○川澤専門委員 発注されるときに具体的な会社をイメージされて、こういう業務にされていらっしゃるということかと思ったものですから、先ほどおっしゃっていたビジネスマナーとか、そういうものを専門としている会社もある一方で、就職のあっせん事業者というのもあると思います。何に重きを置くかによって、業務の内容ですとか、参加資格のところの書きぶりは変わってくるのではないかと思いましたので、そこは、そういう観点で御検討いただければと思います。

○土工部員 はい。

○川澤専門委員 もう一点が、21 ページに相談等件数実績というのを書いていただいているかと思いますが、これは、相談の受付方法が、eメールですとか、対面での相談というのがあるかと思いますが、これはどういう件数になるのでしょうか。下のコメ印のところ、「就職面接教育、ビジネスマナー教育の業務増による増」と書いてあって、これは何の件数になるのかというのが少しわかりにくかった。その定義を教えてくださいということと、内訳を示せるのかどうかというのを教えてくださいなのですが。

○土工部員 相談業務というのは、もちろん個別の相談をした延べ人数ですけれども、就職面接教育、ビジネスマナー教育というのは、退職を控えた自衛官に対して教育を実施するのですが、そういった場を活用してここに書かれてあるような教育を実施するということで、数が伸びているというところになります。

内訳については、ちょっと細部をとっておりませんので、ここに含まれているところとなっております。

○川澤専門委員 2 ページにア～クまでの業務の内容がありますけれども、括弧のレベルではなく、例えば大きいア、イ、ウのレベルで件数がわかると、先ほど申し上げたような業務の重きを置く部分といいますか、そのあたりがわかるように思いましたので、その実績と内訳がわかれば、加筆いただければというふうに思いました。

もう一点、23 ページ、委託に関する要求の 3.3 の相談員の要件のところ、幾つか、こういう要件を具備する者とするを書いてありますが、この要件と入札参加資格の要件というのが、若干同じような、違うような気がします。これは、相談員の要件が仕様書のほうがもう少し詳しく書かれていらっしゃるの、こちらの内容を包含するような形で4 ページの入札参加資格もそごが起きるのかなと思いましたので、その点、御確認いただければと思います。

○土工部員 はい。

○尾花主査 これは最低価格落札方式でいくという御方針で、なぜならば、技術要件で固定化されているので、提案の内容も余り変わらないだろうという前提だと伺いましたが、そうすると基本的に価格競争になるだろう。そのときに、価格競争の前提となる業務は何



なのだろうかというので仕様書を拝見していますと、わかりにくいと思うところがあって、業務の中で申し上げますと、24ページの「雇用・労働に関する情報の収集・分析、整理及び提供」。これは、どういったことを期待されているのだろうかというところや、「その他の就職援護業務支援」などでいくと、企業見学会とか、例えば合同企業説明会とか、そのような会を、どこで何回ぐらいやることを期待しておられるのだろうか。さらに言うと、4番の専門家による電話相談業務というのは、これまでの要件の中に、法律、債務、税金等に関して専門家による電話相談業務を行うことを前提とした技術要件はなかったような気がします。そういったものはどのレベルのものを要求しておられるのかというところが、ちょっと見えにくいかなというふうに感じました。

そして、過去何をやられているのだろうかというのを20ページで見えますと、例えば4のところですが、いずれも「適切に提供されていた」とか、「適切に報告されていた」と書かれているのみで、御省が期待されている業務の内容が少しわかりにくいように思いますので、もし最低価格落札方式でなさる場合には、どの業務をしてほしいのかをもう少し書かれるといいのではないかと思います。もしそれを書いていただくと、18ページの提案書評価基準等で、どのような業務をするための体制を整えればいいのかというのが入札者にわかりやすいように思うので、その点から御省が期待する業務をもう少し書き込んでいただくと入札者の方にわかりやすいのではないかと思いますので、御検討いただくと助かります。

○土工部員 わかりました。

○川澤専門委員 済みません。追加で、23ページの3.4、委託業務内容及び手法のところですが、各自衛隊の援護機関及び、先ほどおっしゃっていただいた援護協会と連携を図りつつという形で書いてあります。具体的に、これまでどういう形で連携を図られていらっしゃるといのか、どういう部分はこの協会が実施されていらっしゃるとか、例えば24ページの3)の就職相談のところも「相談員との連携により」というのがあります。これまで協会が実施されていたときにはある程度内容を把握されて、自らの機関でやられていたかと思いますが、今回、入札で新たな機関、事業者が受注した場合、連携というのはどういう形でやるのかとか、少し不明なところがあるかと思しますので、そこは具体的な連携とか、必要な民間事業者が提供しなければいけないものとか、そのあたりを少し書き込んでいただいたほうがいいのではないかと思います。

○土工部員 はい。

○尾花主査 最後に、別件ですけれども、4ページの入札参加資格で、「(3) 日本国籍を有する者を配置できること」というのは、御省の業務の性格からする要求でしょうか。

○土工部員 そうです。駐屯地・基地等施設内に入って業務を実施しますので、そこはやはり確保されるべきところというふうに定めております。

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、本実施要項(案)の審議については、これまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 それでは、先ほど御指摘いただいた点を踏まえ修正をしまして、後ほど御確認いただいた上で、意見募集に入るということでよろしいでしょうか。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施させる予定の意見募集の結果を、後日、入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思いますので、事務局と防衛省のほうで、今、指摘のあった部分についてもう少し書き込む等をしていただいて、検討をいただきたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

○土工部員 ありがとうございました。

（防衛省退室・日本原子力研究開発機構入室）

○尾花主査 続きまして、日本原子力研究開発機構の「イオン照射研究施設等利用管理支援業務」及び「電子加速器コバルト照射施設の運転保守業務」の実施要項（案）について審議いたします。

最初に、日本原子力研究開発機構契約部味岡参事より、「イオン照射研究施設等利用管理支援業務」の実施要項（案）について、御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○味岡参事 ただいま御紹介いただきました日本原子力研究開発機構契約部の味岡です。

本日は、当機構高崎量子応用研究所での契約案件、「イオン照射研究施設等利用管理支援業務」並びに「電子加速器コバルト照射施設の運転保守業務」について、御審議いただくこととなりました。何とぞよろしくをお願いいたします。

それでは、発注元である高崎研放射線高度利用施設部利用計画課瀧澤課長代理より、まず、イオン照射研究施設等利用管理支援業務について御説明させていただきます。

○瀧澤課長代理 資料B-3の概要のほうから説明させていただきます。「イオン照射研究施設等利用管理支援業務」というものでございます。1枚目に写真が載っておりますけれども、一緒に写っている自動車の大きさから考えていただくと施設の大きさが大体想像できるかと思います。

それでは、1枚めくっていただきまして、概要の説明に入らせていただきます。

イオン照射研究施設（TIARA施設）は、イオンビームの持つ特徴を利用して、材料科学、バイオ技術などの先端科学の研究に利用することを目的としています。この施設には、AVFサイクロトロン、タンデム加速器、シングルエンド加速器、イオン注入加速器の4台の加速器が設置されてございます。左側に、建屋の上のほうに4台の加速器が小さい写真で表示してございます。建屋の概観図がその下にございますが、このような様子のところに4台の加速器が設置されています。

本件業務の概要といたしまして、この4台の加速器を使った利用業務に関するものでございます。以下、施設の4項目の業務を行います、「①TIARA 施設利用に関する業務」といたしまして、中に5項目。機構内の課題募集、実験計画の募集、TIARA 等専門部会に関する業務、高崎施設利用委員会議事録作成業務、その他、TIARA 施設利用に必要な業務という細かいものがございます。

「②共通施設・設備等の運転保守管理等に関する業務」といたしまして、実験装置及び実験室等の運転・保守・管理業務、RI 使用施設 (RI というのは放射線同位元素のことです) の保守・管理業務、RI 等 (照射試料を含む) の管理業務、施設供用における技術支援業務。後で詳しく説明いたします。その他、施設等の運転保守管理に必要な業務というところでございます。

「③外部実験者の窓口・受入れに関する業務」。実験者来所時の窓口・受入業務、TIARA 施設利用者に TIARA 保安講習業務、実験者施設使用手続き支援業務というものでございます。

「④研究成果の発表・普及に関する業務」として2項目でございます。高崎量子応用研究シンポジウムの開催に関する業務、高崎量子応用研究所年報の編集・発行に関する業務というものでございます。

この4項目について、もう1枚めくっていただきますと、主なフロー図を示してございます。縦に見ると、一番左側に実験利用者等のことが書いてありまして、真ん中に受注者に関する業務内容、一番右側に、JAEA として今回のこの業務を発注する利用計画の業務が書いてございます。

1 列目、赤い項目のところですが、TIARA 施設利用に関する業務として、右側の JAEA の利用計画課と左側の実験利用者とのやりとりのことが大まかに書いてございます。

2 列目は、共通施設・設備等の運転保守に関する業務についても、大まかなやりとりが書いてございます。

3 列目、外部実験者の窓口・受入れに関する業務でございます。この辺についても、上との若干リンクがございますが、その辺について大まかに書いてございます。

4 列目ですが、研究成果の発表・普及に関する業務といたしまして、大まかに書いてございます。

最後に、下のところに業務日報・月報というのがありますが、全ての業務を行った場合は日報、月報で報告を行うということで、このように特出ししております。

次に、資料B-2、実施要項を用いて御説明いたしたいと思っております。

1 枚めくっていただきまして、P 1、「本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項」について、詳細に御説明させていただきます。

先ほど説明いたしました業務について、2パラに「本業務は」というのがありますが、この辺から下を読ませさせていただきます。「本業務は、これらの施設利用に関する業務、共通

施設・設備等（放射性同位元素《以下「RI」という》使用施設を含む）の運転保守管理に関する業務、外部実験者（施設供用、共同・連携・受託研究相手先及び高崎量子応用研究所に常駐しない機構内利用者等）の窓口・受入れに関する業務、高崎量子応用研究所年報発行等の研究成果の発表・普及に関する業務を行うものである」ということが概要でございいます。

（２）本業務の内容でございいますが、機構が受注者に請け負わせる本業務の内容は、次のとおりであるというところでございいます。

①といたしまして、主な対象施設、設備及び装置を書いておりますが、イで実験装置というのがございいます。これは9装置11台分ございいます。

P2、実験室等の保守管理でございいます。サイクロトロン棟の中を、サイクロトロン棟、複合ビーム棟、イオン照射研究棟という3建屋に分けてありますが、その中の実験室等の保守管理をするところの名称が書いてございいます。

ハとして、液体窒素製造装置は2台ございいます。LNT-1、LNT-2、液体窒素を製造する装置の保守管理。

TIARA 施設内は放射線を使用いたしますので、ニとして放射線管理区域。その中は第1種管理区域と第2種管理区域に分けてございいますが、第1種管理区域というのは、空気汚染が発生する可能性がある区域。空気汚染が発生しないが、放射線による被曝の可能性があるところを第2種管理区域と機構では分けてございまして、その管理を行うというところでございいます。

②の業務内容について、P3のイ以下を御説明させていただきます。今まで説明してまいりました大きな4項目がございいますが、その4項目の御説明でございいます。

イといたしまして、TIARA 施設利用に関する業務。その中の（イ）といたしまして、機構内実験課題募集に関する業務の説明ですが、機構内実験課題責任者に対して、翌年度の機構内課題の主に募集案内を行う業務で、それに関連する業務でございいます。

（ロ）といたしまして、機構内実験計画書募集等に関する業務ですが、機構内実験課題責任者に対して実験計画書の募集案内。これは、実験課題を出して採択されたものに対して、実験計画書を出してくださいという案内ですが、これは年2回、上期・下期に行います。

（ハ）TIARA 等専門部会及び高崎研施設利用委員会の開催に関する業務といたしまして、機構が開催するTIARA 等専門部会（機構外部からの実験利用を行う供用利用制度を利用して、機構外から申し込まれた実験課題を審議採択する専門部会です）、これを年2回、1月、7月に開催いたします。また、機構が開催する高崎研施設利用委員会、これは機構内からTIARA 等に申し込まれた翌年度の課題の審議採択を行う委員会ですが、これを年1回開催、その録音等を行うということです。

その他 TIARA 施設利用に必要な業務。これは、TIARA 施設利用で回覧、関係課室への通知作業を行う必要書類に関しての整理を行わせていただくということです。

ロ、共通施設・設備等の運転保守管理等に関する業務といたしまして、(イ) 実験装置及び実験室の運転・保守・管理に関する業務です。先ほど説明いたしました、実験装置 11 台、実験室等 52 か所については毎日巡視点検を行います。

4 ページの最後のパラグラフですが、実験に使用する放射線防護機材は、在庫管理、黄色実験衣、作業用青色つなぎ等は洗濯を行う。仮眠室については、常に使用できる状態にしておくことといたしております。

(ロ) RI 使用施設の保守・管理及び RI 等の管理業務については、第 1 種管理区域、第 2 種管理区域について巡視点検を行う。それから、放射線管理区域維持基準を保っているか点検を行いなさいといたしております。RI の在庫管理、実験者より実験用照射試料の残存放射能の測定、中性子測定用フィッションチェンバーの点検を行いなさいといたしております。

(ハ) TIARA 施設の施設供用における技術支援業務といたしましては、施設利用申込書及び施設供用実験計画書の記載内容の検討といたしております。

ハとして、外部実験者の窓口・受入れに関する業務。これは、外部実験者の宿泊、実験用共通室の申込等の調整です。

(ロ) として、TIARA 施設利用者に対する TIARA 保安講習業務。実験者は、放射線業務従事者に登録しなければ実験ができないのですが、その登録と安全講習といたしております。

ニといたしまして、研究成果の発表・普及等に関する業務ですが、これは高崎量子応用研究シンポジウム開催に関する業務といたしております。これは毎年 10 月に開催されるシンポジウムの開催に必要な作業を行うということです。

(ロ) として、高崎量子応用研究所年報発行に関する業務。これは年報発行に必要な業務を行うといたしております。

以上の業務について、7 ページの (ハ) 標準要員数ですが、標準要員は 5 名とするということといたしております。

(3) といたしまして、この業務の確保されるべき対象業務の質といたしております。受注者が確保すべき対象公共サービスの質は、以下のとおりとするということ、安全な業務全般の実施、放射線事故、各種事故 0 回。ロといたしまして、円滑な実験遂行のサポート実施、実施不可実験数 0 回。ハといたしまして、放射線管理区域の適切な管理の実施、放射線管理区域維持基準逸脱回数 0 回といたしております。

確保されるべき対象業務の質について、②といたしまして、「実験利用者の利用満足度調査」を行いなさいといたしております。機構は、次のアンケート調査を利用終了ごとに実施するといたしまして、イロハニの項目を設けて、100 点満点の 75 点以上を設定しております。

今までの説明で、公共サービスの質に関する事項の説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料 B-3 に戻りまして、3 枚めくっていただきますと、「今回の入札必須条件等 1. 事業者の信頼性に関する事項」についての、以前の条件と今回の条件の違い

が記入してございます。左側に以前の条件といたしまして、22年度以前の条件が書いてございます。左側の下に23年－25年の3年契約の条件が書いてございます。

右側に、今回の条件といたしまして、必須条件、前年度と同一条件にしてございます。前年度と同一条件というのは、原子力関連施設に関する関係法令の知識を有することが必須条件。加点項目といたしましては、以下の2点、法人としての実績で過去10年間に1年以上の経験というのが、放射線発生装置と放射線施設について設けてございます。

1枚めくっていただきますと、「業務の実施体制に関する事項」。これも前年度より条件を緩和しております。前年度までは、23－25年度契約②のところに、放射線業務従事者3名以上とございますが、今回の条件は、①といたしまして、業務開始前までに放射線業務従事者3名以上の指定登録を機構に行い、管理区域内の作業が確実にできること、というふうに条件を緩和してございます。前回までの条件ですと、応札時に3名以上の従事者を確保していなければなりませんでした。今回は、受注後業務開始前までに3名の指定登録を機構に行えばいいということでございます。

加点項目として、効果的な人員体制になっていれば加点する。専門知識を有する業務担当者を実施体制に組み入れることが望ましいという項目をつけ加えてございます。

1枚めくっていただきますと、「業務実施方法の妥当性に関する事項」でございます。以前の条件は左側に書いてございまして、今回の必須条件は要求項目はございません。ですが、加点項目といたしまして、本業務の実施方法について追加提案をすることが望ましいという項目を入れさせていただきました。それは、さらなる業務の安全化、安定化、効率化等、本業務の質の向上に資するための改善提案を行う場合に加点するというものでございます。

大体これで説明が終わりました。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○川澤専門委員 ありがとうございます。実施要項の6ページ目、ホは実施場所となっています。こちらに、受注者が本業務を実施する作業場所は、2.(2)①の施設管理の対象になっている施設及び109号室であるという形に書いてあります。今回の業務の中で、研究施設の管理と会議の運営のようなもの、大きく2つあるかと思いますが、どちらも常駐して実施することを想定されていらっしゃるのですが、会議の運営のほうは、常駐しなくても各民間事業者が事務所で実施することも可能ではないかと思ったのですが。

○瀧澤課長代理 委員の質問は、同じ部屋ですべての業務を行うのかということと、会議の開催については、常駐していなくても開催できるのではないかということだと思います。まず、109号室というのは、別紙9のP71を見ていただきますとおわかりですが、イオン照射研究施設の1階配置図から3階までございますが、色が黒くなっているところが109号室でございます。イオン棟の玄関に入ってすぐのところ、受付と表示されていますが、

その受付の大きな部屋の半スパンを業者に貸しているということでございます。

それから、会議等については常駐しなくてもいいのではないかとということですが、会議の業務量は、参考資料④、P85を見ていただくとおわかりになると思います。1番、TIARA施設利用に関する業務の「3. TIARA等専門部会及び高崎研施設利用委員会の開催に関する業務」といたしまして、必要時間の内訳として1日・1.0時間でございますが、年間に直すと240倍ぐらいの時間ですから、245時間くらい、TIARA等専門部会及び高崎研施設利用委員会の開催に関する業務があります。そのほかに、TIARA施設に関する業務では、1番・機構内実験課題募集に関する業務、2番・機構内実験計画募集に関する業務という業務も一緒に行っておりまして、トータルにすると9.0時間/日という積算根拠で積算してございます。ですから、人が会議の開催のときだけ来るのではなく、ほかの作業も行っていて、ここの作業を行っている間に、TIARA等専門部会と高崎研施設利用委員会の開催に関する業務を行っているということでございます。

○川澤専門委員 おっしゃっていただいたとおり、この業務に専従の方がいらっしゃるかどうか、そういう方を想定されていらっしゃるかと思いますがけれども、その実施場所は必ずしも研究施設の中になくとも、実施し得る事業者という可能性もあると思います。そこは、例えば守秘義務にかかわる情報を取り扱うから研究室外に持ち出すことが難しいとか、そういう理由で実施場所を限定されていらっしゃるのか。あえて実施場所を限定する必要はないのではないかと思います、そういう趣旨で申し上げます。

○瀧澤課長代理 委員の御指摘、常駐しなくても業務ができるのではないかとということだと思いますけれども、会議等の開催については、ほかの場所から会議を開催する場所に来ていただければ実施は可能かと思いますが、TIARA等専門部会の発信等については、機構内のeメールとか、そういうものを全て使っています。ほかのところからメールが発信されると、受ける先生方もちょっとわからないということで、全て機構のメール、受注者にも機構メールを使うようにしております。

それから、会議は使用頻度はそれほど多くないのですが、ほかの常駐していないとできない業務が9割以上です。そのために常駐場所が違うというのは、ここの業務とリンクしていますので、ちょっと難しいかなと考えてございます。

○川澤専門委員 そこは事務局とも相談いただければと思うのですがけれども、今回、総合評価方式で提案を求めて、実施方法は、事業者の創意工夫というのは考えられるかと思えます。場所を制約して実施方法の提案というのも制約されないかというところが少し気になりましたので、引き続き、御検討いただければと思いました。

○瀧澤課長代理 応札者のほうからそのような提案がございましたら、委員御指摘のような検討ができればと考えてございます。

○川澤専門委員 P112ですけれども、評価項目及び得点配分を記載いただいています。今回、基礎点については少し緩和された部分もあると伺ったのですが、備考のところ、判断基準というか、加点の評価の段階を記載いただいているかと思えます。例えば実施方

法のところで50点の配分があるのですが、それが2段階に分かれています。ほかの事業の実施要項を拝見していますと、5段階ですとか、もしくは段階を設けずに点数を設定する場合もあるかと思imasので、少し段階が少ないのではないかと思imasました。そのあたりは何か意図されていらっしやるものがあるのでしょうか。

○瀧澤課長代理 この段階ですが、もう少し細かくというのであれば、事務局で検討させていただいてもよろしいかと思imas。

○生島専門委員 お伺いします。落札者の放射線利用振興協会という財団法人ですが、こちらの行っている業務というのは、もう一つこの後にありますが、こちらの受託業務以外ですと、機構に関してほかにも同じような業務の受託があるのでしょうか。

○味岡参事 高崎研の案件では、これともう1件です。

○生島専門委員 きょう、この後にもう一つあるほうの2つですか。

○味岡参事 いえ、それ以外にもある可能性がありますけれども、今回、全社分のデータ上で持ってきていませんので、後日でしたら明らかとなります。

○生島専門委員 では、また後日、教えていただきたいのですけれども、この高崎の業務というのは、逆にこの協会以外で受託しているのはどんな会社があるのでしょうか。

○瀧澤課長代理 高崎研内でほかに委託している業務があるかということですか。

○生島専門委員 はい。

○須藤課長代理 放振協のほうですね。

○瀧澤課長代理 放振協の話ですか。

○須藤課長代理 放振協と高崎研の間での契約案件はこの2件しかないです。

○瀧澤課長代理 放振協さんは2件しかないです。

○須藤課長代理 高崎研では、きょう、もう一つ審議いただきますが、この2件だけの契約です。ほかには、放振協自体で機構から発注して受託している業務以外に、自らやっている業務はございます。機構とは関係なく自らの業務でやっている業務はございます。

○生島専門委員 自らの業務というのは、機構以外からの受託ということですか。

○須藤課長代理 機構からの受託ではありません。機構からもらっている業務という意味においては、高崎研においてはこれと、この後審議いただく案件の2案件だけです。

○生島専門委員 こちらの協会において、その2件の受託額は振興協会の総収入のどれぐらいの割合になりますか。

○須藤課長代理 今、データを持っていませんが、こちらの2件はそれぞれ3年契約です。現在、どちらも3年で約1億円です。正確に言うと、1つが1億円で、もう一つが1億1,500万ぐらいです。それが放振協の総売上のどれぐらいを占めるかというのは、今、データを持っていないので、そこは答えできないのですが。

○味岡参事 よろしければ、事務局を通してお知らせしたいと思imas。

○生島専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○川澤専門委員 一点、追加でお伺いしたいのですけれども、後ほど御説明いただく2つ



の業務を発注される際に、これまでも同じような業務の括り方と申しますか、発注単位だったのでしょうか。今、御説明いただいたものは、会議の運営と施設の管理と少し性質の違うものが含まれていたものですから、これまでも同じような発注単位で委託されていたのでしょうか。

○瀧澤課長代理 イオン照射研究施設の運営管理支援業務、平成 17 年までは 3 件に分けておりました、7 名体制でやっておりました。平成 18 年から 1 件の 5 名体制。その経緯といたしまして、平成 17 年の会計検査で、共通性と申しますか、リンクしている業務なので、一本にまとめて業務の効率化を図るようという御指摘がございました。会計検査院の御指摘を踏まえて、翌年度から、業務の 0A 化、業務の見直し等を行いまして、1 件 5 名体制にしております。

○川澤専門委員 検査院の指摘を受けて業務を包括化というか、集約化されたと思えますけれども、経費としては、集約することによって節減が図られたというところはいかがでしょうか。節約というか、コストが縮減したかというところはいかがですか。

○瀧澤課長代理 7 人が 5 人になりましたので、人件費が 2 名分削減されました。

○川澤専門委員 ありがとうございます。

○生島専門委員 ちなみに、削減された額というのはお幾らになるのですか。

○須藤課長代理 済みません。これも帰って調べて、事務局を通しましてということでしょうか。3 本が分かれていた状態のところから 1 本にしたときの前年度と当年度の差でよろしいですか。

○生島専門委員 はい。あと、こちらの振興協会というのは職員は何名いらっしゃるのですか。

○須藤課長代理 ざっくりですが、100 人弱です。

○味岡参事 先ほどの御質問も踏まえまして、今の数字についても、契約高については平成 24 年度、1 年間のベースをもって、事務局を通して先生にわかるようにきちっと明日中にはお出しいたします。よろしいでしょうか。

○生島専門委員 はい。

○尾花主査 幾つか教えてください。P112 の評価項目及び得点配分の 1 の①の部分ですが、「原子力関連施設に関する関係法令の知識を有していること」という書きぶりをもう少し具体的にお願ひできないかと思ひます。関係法令というのが一般的な解釈では非常に広がるおそれがありますので、もしこれを基礎点の根拠となさる場合には、書かれたほうがいいのではないかと思ひます。

○瀧澤課長代理 総合評価基準書の「原子力関連施設に関する関係法令の知識を有していること」でございますが、この関係法令に関しましては、仕様書に關係法令を全て入れておられます。別添 1 の 8 ページ、通し番号 P96 でございます。その 11、特記事項といたしまして、(4) にイ～ホというふうに関連施設の法令を入れてあります。特にイとして原子炉等規制法を入れておられます。今回の業務は放射線障害防止法に関する業務が 99% ございま

すが、フィッションチェンバーの点検といたしまして炉規法に関するものが入っておりますので、今回、特に炉規法についても入れさせていただいております。

○尾花主査 そうしますと、仕様書記載の関係法令とお書きいただく等の工夫をするか、もしくは、済みません、放射線業務従事者ならこの法令を知っていると理解していいでしょうか。

○瀧澤課長代理 そうです。放射線取扱主任者の免状とか、放射線業務従事者の経験、免許を持っていれば、その法令は知っていますし、従事者に登録する場合は、教育して、その法令を熟知していることでもって従事者登録をしておりますので、放射線従事者を経験していれば関係法令の教育を受けているということでございます。

○尾花主査 わかりました。本件は、長らく放射線利用振興協会が受注されているということで、既存業者がより有利にならないような積極的な工夫をされてきた結果だとは思っていますが、112 ページの評価項目及び得点配分を見ますと、例えば1の②、③の管理の実績などが加点されるといって、既存の協会に有利なのではないかと思えます。そのあたりは、このような加点項目があったとしてもほかの入札者が期待できるというお考えでしょうか。

○瀧澤課長代理 委員御指摘の2点でございます。当方といたしましては、これは基礎点にしたいと思っていたのでございますが、前年度よりも厳しくするなという御指導がございましたので、前年度と同一の原子力関連施設に関する関係法令の知識を有していることというのを基礎点に持ってきました。

下の2点ですが、「過去10年間に1年以上の経験を有している場合、加点する」。これは放射線利用振興協会の点数を上げる目的ではなく、これは、ごく一般的に放射線施設の管理をやっている事業者さんでしたら全てに当てはまる。なおかつ、その中で③といたしましては、うちの設備が放射線発生装置の管理区域ですので、放射線発生装置の管理区域の経験をしているところについては加点しますというふうにしておりますので、放振協の加点項目を上げるという前提で入れた項目ではございません。ごく一般的な事業者全てに当てはまるものだと考えております。

○尾花主査 想定される入札資格を持たれている事業者は、何社ぐらいとお考えでしょうか。

○瀧澤課長代理 日本国内では、このような放射線施設の保守管理を請け負っている業者は多数いらっしゃると思いますが、施設が高崎です。九州や北海道の方が応札してくるということは考えられないと思いますが、関東近辺だけで十数社あると考えております。原子力の事故等がございましたので、原子力に関する業者は増えていると思いますが、どのくらい増えたかはちょっとわかりません。

参考資料といたしまして、資料B-3の後ろから3枚目に全国の主な放射線施設という日本の地図が載っております。それを1枚めくっていただきますと、全国の放射線発生装置リスト。イオン棟は放射線発生装置の施設ですので、それに関連する施設全部を書い

てございます。その一番右側に運転形態というのがございまして、電話をして教えてくださいと言ったところと、わかっているところを全てここに書いてございますが、職員等やしているところと外部業者を使っているところとございます。群馬大学では外部業者を使っているということで書いてございまして、その下には原子力研究開発機構も書いてございます。何枚かめくっていただきますと、職員等、外部業者というのがございまして、茨城県とかいろいろなところで外部業者を使っています。今、調べられるところはこのくらいでございます。

○尾花主査 わかりました。あと、業務について教えていただきたいのですが、原子力の専門的な知識を要する業務としては運転保守管理業務が主であり、ほかのものは、そういった知識がなくてもできる業務という理解でよろしいでしょうか。

○瀧澤課長代理 済みません。高崎研究所年報等の編集がございまして、直接原子力には関係ない部分もございまして、原子力を使った実験でございますので、中の論文等を精査する場合がございます。ある程度原子力について知識がないと、年報の編集とか、シンポジウムのほうも、原子力に関する発表とかポスター発表でございますので、それをまとめるのに原子力に対する知識がある程度は必要かと存じます。

○味岡参事 具体的に言いますと、専門用語の理解がないとなかなか難しいのではないかと思います。

○尾花主査 わかりました。御質問をさせていただいたのは、施設の管理と、それ以外の会議コーディネート業務のようなものが混ざっているので、複数の業者のグループ入札みたいなものになじむものなのかということ伺いたったのですが、その点については、どの業務についても一定の原子力の知識をお願いしたいと思われているので、という理解でしょうか。

○瀧澤課長代理 委員御指摘のとおりでございます。

○尾花主査 何かございますか。

○生島専門委員 済みません。そもそもかもしれないのですが、最低価格落札方式から総合評価落札方式に変えたほうがより新規参入が進むという御理解で、今回、変更をなさったのではないかと考えていますが、なぜそういうふうと思われるかというところを教えてください。

○瀧澤課長代理 仕様書の目的欄にも記載してございますが、本業務は、機構の研究開発活動における実験者の支援には必要不可欠なものでございます。したがって受注者には、高い技術力、十分な実施体制及び高い信頼性を求めるものでございますので、応札価格以外に応札者の技術力を評価できる総合評価落札方式を採用させていただきました。

最低価格落札方式から総合評価にしたというのは、原子力という特殊な施設ですので、応札者の技術力の評価をして、その辺の判断をしたかったということでございます。

○生島専門委員 より新規参入が進むという観点からはいかがなのでしょう。

○瀧澤課長代理 より新規参入が進むという観点は、先ほど御説明いたしました入札条件

の緩和でより一層進むと考えてございますので、最低落札方式から総合評価方式に変えたことによって厳しくなったとは考えてございません。

○味岡参事 新しい会社が努力するということの項目を理解する上では、項目出しをきちっとして、そういう点では点数の配分を多くした上で項目を明記したということで、幅を広げていけると考えております。

○尾花主査 私から最後に。この業務をするためには、運転マニュアル、点検マニュアル、機器取扱説明書を十分理解する必要があるようですが、その開示はどのタイミングをお考えになられていますでしょうか。

○瀧澤課長代理 応札前に質問等を受けますので、そのときに開示したいと考えております。

○尾花主査 わかりました。

それでは、時間となりましたので、本実施要項（案）の審議についてはこれまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 何点か修正をいただきましたけれども、再審議をするか、主査に御確認をして意見募集に行くかというところですが、どうでしょうか。

○尾花主査 再審議不要でよろしいのではないですか。ただ、御指摘いただいた部分について、評価項目等の書きぶり及び実施場所についての定め方等、制約的な条件について、事務局と御検討をいただいて。

○事務局 はい。最後に主査に御確認いただいてから、意見募集に入るというところでございますね。

○尾花主査 そうです。あと、私だけではなく皆さんに回していただいて、御納得いただいた上で、今後実施される予定の意見募集の結果を踏まえたいと思います。

○事務局 はい。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日、入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

日本原子力研究開発機構におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。

○味岡参事 では、続きまして、同じく照射施設課上松課長代理より、「電子加速器コバルト照射施設の運転保守業務」について御説明させていただきます。

○上松課長代理 原子力機構の上松です。よろしくようお願いいたします。

お手元の資料C-2と3から説明させていただきますけれども、まず最初に、C-3の概要のところから説明させていただきます。「電子加速器コバルト照射施設の運転保守業務請負契約」ということで、内容を説明させていただきます。

1枚ページをめくっていただきまして、まず、業務の概要①ですけれども、この施設の

概要から説明させていただきたいと思います。

この施設は研究用の放射線の施設です。使っている放射線の種類が2種類ありまして、電子線とガンマ線ということになります。この研究の利用の分野は、新機能性材料・バイオ技術の研究開発、宇宙環境材料開発・評価、原子炉材料等の耐放射線性評価や福島関連の各種評価・技術開発などを行っております。

ここの照射施設は、実験のための装置を設置するために大きな照射室を複数備えているのが一つの特徴です。もう一つが、低線量率から大線量率まで広範囲な照射が可能となっております。具体的には、そこには書いてありませんけれども、0.02kGy/hから16kGy/hという線量率で、約5けたぐらいの広い範囲で照射が可能となっております。

照射室は非常に線量が高く、安全管理は重要になります。放射線というのは目に見えないものなのですが、ここの線量率は16キログレイ毎時という数字です。具体的に計算するとわかりやすいのですが、1時間当たりに16kGyですから、1秒間に直すと、3600秒で割って4.4グレイ毎秒という数字になります。この数字は非常に高線量率であることがわかりますけれども、人間の全身被曝したときの致死量が約7シーベルトとっております。先ほど、グレイという単位が出てきましたけれども、グレイという単位とシーベルトという単位はほぼ同様と考えていただいて結構です。先ほどの約4.4Sv/sですから、7シーベルトになるのに2秒ぐらいという非常に高い線量になりますので、仮に強い照射場であった場合、短時間でもそのような被曝になってしまうということで、ある意味危険な施設ということになります。

通常は放射線というのは目に見えないわけですが、今の資料の表紙で見てくださいと、これはコバルト60の線源の写真です。通常水中に沈めてありまして、放射線が人のところに届かないようにしています。ガンマ線は目には見えないのですが、水中ですと物理現象が発生しまして、チェレンコフ光という光を発生しまして、青白い光を特殊な環境下において見ることができます。このようなものを扱うことになります。

資料へ戻っていただきまして、対象となる施設です。今、表紙で見てもらったのがガンマ線の施設ですが、最初に電子加速器の施設が①です。これは電子線の施設です。②、③、④はそれぞれコバルトガンマ線の施設ですが、建物ごとに線量率が変わっていたり、いろいろ工夫なされていますけれども、②番がコバルト第1棟、③番がコバルト第2棟、④番が食品照射棟とっておりますけれども、このような4つの施設を扱うことになります。

次のページにいきまして、「業務の概要②」です。大きく分けて業務は4つに分かれておりまして、①が運転保守、②が点検保守、③が照射施設の管理、④が関連業務ということになります。本件の主な業務は照射室の運転保守になります。各種実験に適合した照射を行うための照射装置の操作と照射時間等のコントロール、実験サンプルの設置支援、照射室等の安全確認・遮蔽扉等の開閉操作及び放射線管理区域における保安監視、施設の点検保守を行います。また、関連業務及び実験照射のために正確な照射線量を確認するなどの

技術支援業務も行います。

先ほど説明したように4つの施設がありまして、それぞれ施設ごとに一人ひとりつくこととなりますので、人員とすれば、標準要員数として4人ということになります。実施期間が平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年になります。実施時間は平日の9時から17時半ということで、土日・祭日・年末年始は除きますけれども、平日の昼間の時間で運転を行うこととなります。

「業務の概要③業務フロー」です。施設の運転というのは年間計画に沿って行っておりますけれども、特別な時期として定期点検などを除いて、ほぼ毎日あるということです。実際の流れは、週ごとに実験の申込みを受け付けまして、そのスケジュールの作成という業務があります。それらの支援をしてもらいます。真ん中の段に定常運転というのがありますけれども、これがメインの今回の仕事になります。実験の申込みに従って、施設を運営して、装置の点検、運転、各種支援、安全監視業務を行います。照射が終わりますと、業務日誌、運転日誌、利用実施記録等の作成を行って報告してもらうこととなります。そのほかの関連業務として、施設の点検あるいは各種支援業務があります。

続きまして、資料C-2です。たくさんありますので、どうしても言っておいたほうがよろしいかなというところだけをピックアップして説明させていただきます。

実施要項のP1です。下から3行をつけ加えさせていただきます。線量率が非常に高いということもありますし、研究施設だということもありますので、「放射線の取扱い、照射装置の構造・取扱い及び法令等について十分な知識と理解の基に、安定、安全かつ正常な状態で運転保守を行う必要がある」ということをつけ加えさせていただきます。

P2、業務の内容について具体的に説明させていただきます。下から3行目のイというところで、運転保守業務について少し詳しく説明させていただきたいと思います。これがメインの仕事になります。

P3の(イ)で、1号加速器と照射装置及び付属設備とあります。電子線を発生させる電子加速器の装置になりますけれども、ここの運転業務というのは、A～Fまで書いてありますが、運転準備、冷却水設備、照射室内換気設備の点検、起動などを行って起動前の点検を行う。そして照射に入っていきますけれども、Cにあります、照射前の試料及び室内の安全確認、遮蔽扉・安全扉の、始まる時ですから閉操作をして、閉じた状態で運転を開始して照射を行う。照射の最中は監視をしていただきますけれども、照射が終了したときにまた点検をして、それらの記録、日誌等を書いていただくという形になります。

電子線のイメージが少しわかりにくいと思いますけれども、資料C-3の絵を見ていただきたいと思います。左側の①の建物に電子線の加速器が入っています。絵が小さくてわかりにくいのですが、電子加速器は電氣的な装置でして、建物の中央部分に①という高さ3メートルぐらいのタンクがあります。その中に電子加速器の電気回路が入っています。その中で電子が発生して、高電圧、2ミリオンボルトと言っていますけれども、200万ボルトの電圧で電子を加速します。それが高速になって下の方向に出ていって、加

速するときには真空中にあります。それを大気中に取り出して、実験のサンプルに照射することになります。そのところの放射線の場合というのは非常に強くなりますので、遮蔽壁と言っておりますけれども、電子加速器の場合には、コンクリートで2メートルぐらいの厚い壁に囲われた照射室があります。そこにサンプルを入れて、外に放射線が漏れないように扉を閉めて照射をするという形になります。

続きまして、コバルト 60 の説明をさせていただきます。こちらの照射業務というのは、先ほどと似ているところがありますけれども、始業点検があってサンプルの設置があります。こちらは電氣的な放射線を発生させる装置ではなく、コバルト 60 という放射性同位元素を使った施設になりますけれども、通常は水中に沈められた線源で、先ほどの建物の図で③が一番わかりやすいと思います。

体育館みたいな建物の中に箱型の部屋があります。これはやはりコンクリートで遮蔽された、厚みが 1.3 メートルぐらいですが、そういう照射室がありまして、その下の地下の部分に大きな水のプールがあります。一番深いところで約 6 メートルです。通常はそこに線源が沈められていて遮蔽されています。照射室のところでサンプルを設置した後、安全の確認が終わって、扉を閉めた状態で線源を上げるという操作があります。線源が照射室に上がった状態で照射が開始されて、必要な照射量になったときにおろす、そういう操作が入ります。

もとに戻りますけれども、安全の監視業務が終わったら、点検、運転日誌等の記録をしていただいて、一通りの運転が終わるという形になります。

(ハ)、保安監視業務ですけれども、運転中等、保安監視ということで安全確保のために、照射室の人の出入りだとか、放射線の遮蔽物を移動してしまったりというのは困りますので、そういったものとか、いろいろな装置の操作状況を監視していただいております。

業務の 2 番目に移りたいと思います。P 3 の口、「照射施設全般の点検保守業務」と書いてあります。先ほどは照射装置の運転というところでしたけれども、このところは照射施設にかかわる機器全般の点検になります。

P 4 に具体的な項目が出てきますが、ここは省略して説明したいと思います。例えば(イ)の日常点検の A で、運転状況表示・警報装置の点検、遮蔽扉・安全扉、遮蔽窓シャッター、そういったいろいろな装置が関連してありますけれども、そういった点検保守をしていただく。あわせて(ロ)で、定期点検等の支援とかいろいろな業務をしていただきます。

P 6、主要な業務の 3 番目になります。ハ、照射施設の管理業務ということで、ここでは線量測定とか、そういったものの支援等を行ってもらうことになります。その他の業務も含まれます。ニということで、その他、本業務に関連する業務ということで、およそそのような業務内容になります。

P 7 にいていただきまして、実施期間等についてつけ加えさせていただきたいと思えます。実施期間は、平成 26 年からということで先ほど説明しましたけれども、実施時間のところで補足的に説明させていただきます。実は今回の仕様を決めるに当たって、今まで

がちよっと条件が違ってまして、平成 23 年から 25 年というのは、電子加速器ですが、夜間運転をしておりました。勤務時間が 8 時半から夜中の 11 時でしたけれども、利用の実績等を考慮して運転時間の見直しを行った結果、平成 25 年度をもって夜間運転は終了するという事なので、今回は夜間なしということで、平日の 9 時から 5 時半という時間帯になっております。

続きまして、P 8、「(3) 確保されるべき対象業務の質」です。まず、①で業務の内容を見ていただきたいと思います。(イ) 放射線事故、各種事故がなく、安全に業務全般が実施されること、(ロ) 運転計画どおりに円滑に運転保守業務が実施されること、(ハ) 故障・修理等が適切にされ、安全・安定な照射施設の保守がされることを挙げております。

あと、アンケート調査といいますか、満足度調査ということで、②あるいは③で挙げておりますけれども、今回、2 種類に分けさせていただきました。運転保守にかかわる部分の満足度調査については、四半期ごとに実施したいと考えております。③は実際に照射に来られるユーザーに対しての満足度調査ということで、利用終了後にその都度行うということを考えております。

もう一つ、資料 C-3 に戻っていただきまして、どのように入札条件が緩和されたかということで、補足説明をさせていただきたいと思います。中ほどのページで、「入札必須条件等①」を開いていただければと思います。ここでは、事業者の信頼性に関する事項についての緩和条件を書いております。左側が以前の条件、右側が今回緩和した条件になっております。大きなポイントは、左側では、数 MeV 級とか、数 PBq 規模のコバルトとか、そういうふうに施設を限定するような言い方をしていたのですが、今回の緩和ということで、「放射線施設」としました。放射線施設ということで多数の事業者が参入できるようになったと思います。

つけ加えますと、管理の実績があるということで、過去 10 年間に 3 年以上という条件を必須として挙げさせていただき、現在の能力、技術があることを必須とさせていただきます。なお、安全、安定な運転保守を実施するという事で、本件と取扱いや管理が同じ種類の放射線の他施設での管理経験がある事業者に対して、加点を行うことにしました。

次は業務の実施体制です。実際に働いていただく方の資格、能力等にかかわる部分ですが、先ほどと同じように、左側が以前で右側が今回です。緩和のポイントは、先ほどと似ているところがありますけれども、施設の条件を限定しないで、放射線施設あるいは 1 MeV 以上の加速器という条件で実務経験者を必須条件としました。放射線施設というのは、電子加速器、コバルト 60 ガンマ線施設、いろいろ含まれますけれども、電子加速器がありますので、ここでは 1 MeV 以上の加速器ということでつけ加えさせていただきました。緩和という意味では、電子加速器という特定の加速器ではなく、エネルギーが高い加速器全てを含むことになります。

加点項目では、高線量率で取り扱う施設ということで、安全確保のために、取扱いの同じ放射線の種類の施設の実務経験のある者に対して加点を行うことにいたしました。



以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いします。

○川澤専門委員 ありがとうございます。資料C-3の後ろから2枚目に、先ほども同じような形で御説明いただいた外部委託の状況について、地図を作成していただいているかと思えます。この中に2つ赤マルで、「運転を外注している事業所」というのがあります。実質、国内で外注しているのは、こちら以外だと大阪だけということになりますか。

○上松課長代理 これについては、その後に具体的なリストがありますけれども、ほぼ全て電話して確認しましたところ、ほとんどが自社という形になっておりまして、外部委託しているところは塗りつぶしの赤マルのところになります。

○川澤専門委員 今回、一般競争入札で発注される際に想定されるような事業所の方というのは、例えば大阪でやっていらっしゃる事業者ですとか、幾つか想定される事業者があるという理解でよろしいですか。それとも、そもそもマーケットがそんなに広くないので、民間事業者がなかなかいないという状況でしょうか。

○上松課長代理 非常に難しい質問で答えにくいところがありますけれども、いろいろな施設の事情というのはいろいろなところで聞いています。過去に学会や研究会などで、そういった施設の人たちに、どんなふうに行っているのかということで、立ち話程度ですけれども聞いたところでは、それぞれ施設において、必要な技術、経験を持った人というのは確保するのに非常に苦勞をしています。自らの組織といいますか、あるいは、そういう装置をつくったメーカーなどの協力を得ながら人材を育ててきているというのが、いろいろな事業所の実態のようです。長期的安定に人材を確保する、あるいは、そういった意味では地元からというポイントもありますけれども、非常に苦勞しているというのが現状のようです。

○味岡参事 可能性としては、工業用電子加速器というメーカーで、自社で開発したりしているところ、そういったところがもう少し積極的に考えれば、そこは対象になるのではないかという気はします。今、説明したとおり、製作会社です。

○川澤専門委員 わかりました。ありがとうございます。先ほどの事業のところでも申し上げたのですが、P54とP55の評価項目の加点を2段階に設定していらっしゃるかと思います。そちらは同じく御検討いただければと思います。

○生島専門委員 23年-25年度の応札者のビームオペレーション株式会社というところは、落札に至らなかったということですが、主にどういう点が不足していたということでしょうか。

○須藤課長代理 23-25年度は2者応札だったのですが、総合落札方式でやったわけではございません。最低落札価格方式にて実施しましたので、今回受注しています放振協に価格の面で負けたということです。

○生島専門委員 そうしますと、今回は価格ということですが、こちらは有資格者というふうには認識なさっている会社でしょうか。

○須藤課長代理 現在、23 から 25 までの 3 年契約で契約していますが、資料 B-4 を見ていただくと、価格だけの競争なので、総合評価はしないのですが、資格要件としては、21 から 25 まで、資格要件の見直し・入札環境改善等と。これらの資格は必須で、こちらにかかる資料については提出してもらって、それがどうかという判断をした上で価格の競争をしております。

○生島専門委員 わかりました。では、今後、こちらの会社は、総合評価でもし応札してきた場合、十分検討対象になる会社だということですか。

○須藤課長代理 そう思っております。

○生島専門委員 実際にこちらの会社は、類似業務というのでしょうか、放射線に関する業務をどこかで経験されている会社でしょうか。

○須藤課長代理 はい。このほかにやっております。十分経験は。

○生島専門委員 お近くでやっていたらと。

○須藤課長代理 機構でも、この案件以外にもビームオペレーションに発注している案件がありますが、機構以外では、群馬県内で群馬大学というのがございまして、そちらでも同類の案件を受注しております。

○生島専門委員 ちなみに、先ほどの大阪府立大学の外部の受注者というか、受託者というのはこちらではないのですか。

○須藤課長代理 違います。

○生島専門委員 それはどちらの会社ですか。

○上松課長代理 調べたときのメモがここにはないのでちょっと言えないのですけれども、全く違う会社です。

○生島専門委員 機構さんとはお取引のある会社ですか。

○上松課長代理 ないです。やはり結構密着しているところみたいですが、正確なところはわかりません。

○味岡参事 それはまた、明日、確認した上で事務局を通して報告させていただきます。

○生島専門委員 ありがとうございます。

○尾花主査 何点か教えてください。本業務は非常に専門的な知識を要するということはわかったのですが、人材派遣業のようにもとれるのですが、それは間違っていますか。つまり、会社としてはそういう能力を持った方を配置すればよだけという理解でよいでしょうか。

という質問をさせていただいたのは、実施要項の 54 の評価項目得点配分の (1) のところで、「法人として放射線施設の運転保守に係る管理について、過去 10 年間のうち 3 年以上の実績があること」と書かれておられます。例えばほかの人材派遣業者が、必要とする専門家を雇い入れてここに派遣しようと思うことは、ここでできなくなるというふうに理

解できるので、法人としてこの経験があることがこの業務を履行することにとって重要だ  
とお考えだと思ったのですが、その理由はどういうことになりますでしょうか。

○上松課長代理 実際に業務に当たっていただく方はもちろん経験が必要ですが、  
実際に来ていただく方は放射線作業従事者ということで、教育訓練なりそういったものを  
しないと作業ができないということになります。当然のことながら、作業従事者というこ  
とで、健康診断とか、教育訓練とか、放射線作業従事者手帳というものがありますが、そ  
ういった手続等がいろいろ必要になります。そういったことをきちっとできる会社である  
ことが重要になってきますので、ちゃんとした業務を行っていただける法人ということで、  
このように書かせていただいています。

○味岡参事 実例的に申し上げますと、先ほど技術者が説明したとおり、放射線は見えない  
し、匂いも温かさも感じませんので、JCO で起こったようなことが起こってもらっては  
困るわけです。バケツなんかでくみ入れてその量とか、本来やってはならないことの文化  
を企業として持っているところには、先ほど言った出力の非常に高いものを使って、2秒  
で死亡するぐらいのレベルですから、安全に対する考え方をきちっとしてもらっていない  
と、省けばいいという感じで仕事をされては困るということなのです。簡単に言えば。非  
常に原子力の特殊性があらわれるところだとは思いますが、そういった意味でこの3年と  
いうのも、障防法という法令で決められている定期点検などをきちっとやる間隔が3年に  
あるのです。そういうことをきちっと理解した上で安全を重視した企業であって、なおかつ、  
人もそのような形で対応できるというのが重要なのではないかとこのころです。

○尾花主査 わかりました。そういたしますと、これは書き方の問題かと思いますが、P  
54の1(1)①で、実績を要求することによって加点されていますが、これは法人として  
の実績と理解してよろしいでしょうか。

○味岡参事 そうです。

○尾花主査 そうすると、「法人として」と書かれたほうがいいかなと思います。

それとの対比で、先ほどのイオン照射研究施設等の支援業務では法人としての関係法令  
の知識は要求されていないので、それは、業務の危険性の差ですというふうに考えて書き  
分けられているということですね。

○味岡参事 そうです。

○尾花主査 わかりました。それからアンケートの件で、実施要項(案)でいくと8Pで  
すが、75点というのを設定された理由をお聞かせ願いたいのですが。

○上松課長代理 実は、今までアンケートというのはしていなかったのです。今回、この  
ような案件に上がりまして、どうすべきかということで非常に悩んだのですけれども、前  
例のいろいろな配点を参考にさせていただきまして、このようにいたしました。

○尾花主査 先ほどの実施要項(案)に戻って申しわけないのですが、先ほども75点とい  
う設定をされていて、これは御機構にとって非常に重要な業務で、危険を伴う業務だとす  
ると、例えばアンケートの満足度については、危ない業務は高くしたほうが、より御機構

の要求されるレベルの業務の提供が受けられ、かつ、だめな場合に改善指示などを出しやすくなるような気もいたします。そのあたり、もし再検討の余地があるようであればお考えいただければと思います。

○味岡参事 はい。

○尾花主査 もう一点ですが、本件の場合、今、御説明いただいたように、ビームオペレーション株式会社がいるとはいえ、競争業者を多く求めるのが難しい案件のような気がいたします。そういった場合に通常、グループ発注みたいなものを入れるという手法があるのですが、本件については、グループによる受注とか参加を検討できない理由というのはございますでしょうか。

○上松課長代理 今回の場合、電子加速器に関しては、電子線とコバルト 60 ガンマ施設と、大きく分けて2つの種類の業務になります。仮にいろいろな会社が、私は電子加速器が得意です、私はコバルト 60 が得意ですという形で施設ごとに受注された場合、代替要員というのを考えますと、各社でそれを用意しなくてはいけないことになります。全体の必要要員数に対して代替要員数が非常に多くなるということになります。そのようなことで非常に懸念することが多くあるのですけれども、例えば急な病気で誰かが休んで、不慣れた代替要員が急遽配置されるというようなことがあった場合、あってはならないのですけれども、線量の高いところで被曝事故があるなどということがあった場合、非常に大きな社会問題になってしまうということが一つ考えられます。

もう一つ考えていることは、我々の施設ですと、急な故障であったり、いろいろな作業がありますが、そういった重要な支援作業もいろいろやってもらってしまっていて、そこで複数の人が携わっていろいろ支援してもらおうということがあります。そういった意味では各社というのも困ることですし、異常事態が発生したときには、こっちの施設、こっちの施設ということではなく、協力して対応してもらう必要があります。ですから、作業員というのは各施設専門というのではなく、一通り全体についてわかっていて、支援ができる状態というのは非常に理想的であるということです。仮に1者でやった場合には、お互いに融通がききますから、代替要員というのは少数ですので、代替要員の習熟度が増すといえますか、そういったところで経験もさらに多くなって、各施設に対して横断的な対応、緊急時の対応ができるということで非常に有利であると考えております。

ですから、安全を重視しているこのような業務に関しては、個々に専門的にそれを知っているだけでは不十分で、全体的・横断的にそれらのことができることが必要になってきますので、共同事業体といいますか、そのようなものはちょっと難しいと考えております。

○尾花主査 わかりました。4施設の派遣された方々の連携も要することなので、より効率的、安全を重視した業務の遂行には、1者からの派遣のほうが望ましいとお考えになられていて、代替要員の調達からも1者でやったほうが効率よくできるから、かえっていいのではないかとお考えになっているというふうに理解しました。了解いたしました。

ありがとうございました。それでは、時間となりましたので、本実施要項（案）の審議

についてはこれまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 イオン照射と同様に、修正点につきまして各委員の御確認をいただいた後に意見募集に入るというところで、よろしいでしょうか。

○尾花主査 はい。その方針で進めたいと思います。

それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を、後日、入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

日本原子力研究開発機構におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続き、御検討いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。